

5 年 保 存

平成32年12月31日満了

F N o . - 3 3 0 1 2 1 0 3

崎組（暴排）第35号

平成27年12月22日

各 警 察 署 長 殿

長 崎 県 警 察 本 部 長

警察署における責任者講習関係事務処理要領の制定について（通達）

警察署における責任者講習関係の事務処理については、「警察署における責任者講習関係事務処理要領の制定について（通達）」（平成17年1月27日付け崎組（排）第6号。）により実施しているところであるが、この度、所要の見直しを行い、新たに「警察署における責任者講習関係事務処理要領」を制定し、平成28年1月1日から施行することとしたので事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

警察署における責任者講習事務処理要領

1 目的

この要領は、暴力団員の不当な行為の防止等に関する法律第14条第2項に規定する講習（以下「責任者講習」という。）に係る事務処理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 事業者

「事業者」とは、「事業を行う者で、使用人その他の従業者を使用するもの」をいい、具体的には、個人事業者、民間企業、公益法人、協同組合等の団体、行政機関をいう。

(2) 事業所

「事業所」とは、事業所が業務を行う単位である本社（店）、支社（店）、営業所、出張所等をいう。ただし、行政機関については、一つの課を一事業所とする。

(3) 責任者

「責任者」とは、当該事業に係る業務の実施を統括管理する者であって、不当要求による事業者及び使用者等の被害を防止するために必要な業務を行う者をいう。

3 運用上の留意事項

責任者講習の対象となる責任者の選任及び責任者講習の受講等は、事業者に対して義務づけられたものではないが、事業者が暴力団員による不当な要求に屈することなく、被害を防止するための知識を習得するという責任者講習の趣旨を理解させ、被害防止について自覚と責任を促し、責任者講習の積極的な受講を働きかけるとともに、これに対して十分な支援を行うこと。

4 事務処理要領

(1) 責任者選任届出書等の受理

ア 警察署組織犯罪対策主管課（以下「署主管課」という。）は、事業者（所）から責任者を選任、変更又は事業を廃止する旨の届出があった時は、暴力団員の不当な行為の防止等に関する法律施行規則第49条の規定に基づき届出を受理すること。

イ 署主管課は、前記4(1)アの届出があった時は、別添1の責任者選任届出書等記載要領を交付し、選任については別記様式1の責任者選任届出書（以下「選任届出書」という。）に、変更については別記様式2の

責任者変更届出書（以下「変更届出書」という。）に、事業廃止については別記様式3の事業廃止届出書（以下「廃止届出書」という。）に所要の事項を記載させてこれを受理する。

ウ 選任届出書等を受理した署主管課においては、以下の事務を行う。

(ア) 選任届出書等を受理したときは、責任者選任届出書等記載要領に従い、記載事項の不備の有無を確認し、不備がある事項については、届出人に修正を求め完成させる。

(イ) 受理番号等の記入

選任届出書等の受理年月日と受理番号は、警察本部組織犯罪対策課（以下「組対課」という。）で記入するので空白とする。

(ウ) 選任届出書等の写しの作成

選任届出書は、写しを作成し、届出順にとじて保管する。

変更届出書は、写しを作成し、変更前の選任届出書と一緒にとじて保管する。

廃止届出書は、写しを作成し、当該事業所の選任届出書と共に別保管するものとする。

なお、組対課で受理した場合は受理年月日、受理番号を記載し、署主管課へその写しを送付するので、上記規定に従い保管すること。

(エ) 選任届出書等の組対課への送付

選任届出書等は、その都度又は適宜取りまとめたうえで、組対課に送付する。

エ 署主管課で保管している届出書の写しは、事業者（所）への指導に際し活用すること。

(2) 責任者講習受講申込みの取扱い

責任者講習の実施にあたり、組対課は責任者講習実施日のおおむね1か月前に、責任者講習受講者に対して、責任者講習を実施する旨の通知書及び責任者講習受講申込書を発送するが、受講対象者から署主管課に対し申込書の提出があった場合には、組対課に連絡した上で対応すること。

また、講習受講申込みの締切りを過ぎてからの受講申込みがあった場合は、可能な限りその者の受講を認めることとしているので、組対課に直ちに連絡すること。

別添1

責任者選任届出書等記載要領

責任者選任届出書等の記載は、この記載要領及び末尾に添付してある記載例を参考として行って下さい。

1 責任者選任届出書

(1) 届出の日付

届出をした日付を記入して下さい。

(2) 届出者の氏名又は名称

個人事業者の方は事業者の氏名を、法人その他の団体（以下「法人等」といいます。）の場合は法人等の名称を記入し押印して下さい。

なお、法人等の名称については、「〇〇株式会社××支店（営業所）」「有限会社〇〇」「一般社団法人〇〇長崎事務局」「公益財団法人〇〇」のように、支社（店）等の名称まで含めて正式名称を記入して下さい。

(3) 届出者

ア 事業所の所在地

事業所の所在地の前に郵便番号を記入して下さい。

事業所所在地は、番地まで正確に記入して下さい。

なお、都道府県名は省略してもかまいません。

イ 業種

記載例裏面の「業種一覧表」を参照のうえ、責任者選任届出書を提出する個人又は法人等が行っている事業の名称を記入して下さい。

業種名については、基本的には「業種一覧表」の中分類又は小分類に掲げられている業種名から最も適当なものを選んで下さい。ただし、「その他の・・・」に該当する業種については、「業種一覧表」の中の語を用いる必要はありません。

ウ 氏名又は名称

個人事業者の方は事業者の氏名、法人等の場合には法人等の名称（1(2)に記載したもの）とふりがな（カタカナ）を記入して下さい。

(4) 責任者

ア 氏名

選任された責任者の氏名とふりがな（カタカナ）を記入して下さい。

イ 生年月日

責任者の生年月日は元号に〇を付けたうえで記入して下さい。

ウ 役職名

記載例裏面の「役職一覧表」を参照のうえ、責任者の役職名を記入して下さい。

なお、部課係のある場合に、部長（相当職を含む。）以下で係長（相当職を含む。）以上の方は「〇〇部長」、「〇〇部〇〇課長」、「〇〇部〇〇課課長補佐」、「〇〇部〇〇課〇〇係長」のように、係長以上でない方は「〇〇部〇〇課××係員」のように部課係まで明らかになるように記入して下さい。

また、部課係のない場合でも、「ママ」、「マスター」、「バーテン」のような俗称は避け、「店長」、「店員」、「従業員」のように記入して下さい。

エ 連絡先

執務時間中責任者に確実に連絡の取れる電話番号を記入のうえ、直通又は内線番号の別を明記して下さい（責任者個人の携帯電話番号は御遠慮下さい。公用携帯は可。）。

オ 選任年月日

責任者が選任された日付を記入して下さい。

事業所において初めて選任された責任者の場合は、その旨申し出て下さい。

2 責任者変更届出書

(1) 変更（選任）年月日

責任者が前任者から変更された日付を記入して下さい。

(2) 変更の理由

責任者が変更となった理由及び前任者の氏名を記入して下さい。

(3) 選任時講習受講の有無

長崎県公安委員会が実施する責任者講習を受講したことがある方は「有」に○を付けたうえで、わかるのであれば受講年月日を記入して下さい。

他県で受講したことがあっても長崎県で受講したことがなければ「無」に○を付けて下さい。

(4) 届出の日付、届出者の氏名又は名称、届出者、責任者については責任者選任届出書の記載要領を見て記入して下さい。

3 事業廃止届出書

(1) 事業の廃止年月日

事業が廃止となった日付を記入して下さい。

(2) 届出の日付、届出者の氏名又は名称、届出者、責任者については責任者選任届出書の記載要領を見て記入して下さい。

※受理年月日

※受理番号

責 任 者 選 任 届 出 書

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第1項に規定する責任者として下記の者を選任したので暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第17条第1項の規定により届出をします。

平成 年 月 日

長崎県公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称

株式会社 ○×銀行 万才支店 ⑩

記

| | | | | |
|-------------|---------|--------------------------------|----------------|--------|
| 届 出 者 | 事業所の所在地 | 〒850-0033 長崎市万才町4番8号 県警ビル1F | | |
| | 業 種 | 銀行 | | |
| | フリガナ | カブシキガイシャ マルハツギンコウ マンサウイシテン | | |
| 責 任 者 | 氏名又は名称 | 株式会社 ○×銀行 万才支店 | | |
| | フリガナ | キン ユウ タ ロウ | | |
| | 氏 名 | 金 融 太 郎 | | |
| | 生 年 月 日 | ⑩・平 25年 10月 10日 | | |
| | 役 職 名 | 支店長 | | |
| | 連 絡 先 | 電話 | 095 (822) 1234 | 内線4321 |
| 選 任 年 月 日 | 平 成 | 27年 | 1月 1日 | |

備考 ※印欄には記載しないこと。

業 種 一 覧 表

| 大 分 類 | 中 分 類 | 小 分 類 |
|--------------------|--|---|
| 農業、林業、漁業 | ・ 農業 ・ 林業 ・ 漁業 | |
| 鉱業、製造業 | ・ 鉱業 ・ 製造業 | |
| 建設業、不動産業 | ・ 建設業 ・ 不動産業 | |
| 電気・ガス・熱供給 | ・ 電気業 ・ ガス業 ・ 熱供給業 | |
| 水道業、通信・運輸業 | ・ 水道業 ・ 通信業 ・ 運輸業 | 電信・電話 |
| 卸売・小売業 | ・ 卸売業 ・ 小売業 | |
| 飲食店業 | ・ 一般飲食店 ・ 料飲関係風俗営業 | 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール |
| 金融・保険業 | ・ 酒類提供飲食店（風営法第33条に規定するもの） ・ 銀行・信託業 ・ その他の金融業・金融附帯業・投資業 | 農林水産金融業、中小企業・庶民・住宅等特定目的金融業、補助的金融業、金融附帯業、投資業 |
| サービス業 (娯楽業を除く。) | ・ 証券業・商品取引業 ・ 保険業・保険媒介代理業 ・ 保険サービス業 ・ 物品賃貸業(リース業) ・ 旅館、ホテルその他の宿泊所(ラブホテル業を除く) ・ ラブホテル業(風営法第2条第6項第4号に規定するもの) ・ 洗濯業 ・ 理容・美容業 ・ 浴場業(個室付浴場業を除く。) ・ 個室付浴場業（風営法第2条第6項第1号に規定するもの） ・ 風俗関連営業(風営法第2条第6項に規定するもの(個室付浴場業、ラブホテル業、ストリップ劇場を除く。))及びデートクラブ、テレフォンクラブ等性風俗に関する営業 ・ 医療業、保険衛生業 ・ 廃棄物処理業 ・ その他のサービス業 | 家事サービス業、放送業、駐車場業、自動車整備業、その他の修理業、協同組合情報サービス・調査・広告業、その他の事業サービス業、宗教・教育・社会保険・社会福祉・学術研究機関、政治・経済・文化団体、その他のサービス業、商工会 |
| 娯楽業 | ・ 映画業、劇場、興業場、興業団(ストリップ劇場を除く。) ・ ストリップ劇場(風営法第2条第6項第3号に規定するもの) ・ 競輪・競馬等の競技団 ・ 体育館、ゴルフ場、ボーリング場、テニスコート、公園、遊園地 ・ 麻雀クラブ ・ パチンコホール ・ その他の遊技場(ダンスホール等) ・ その他の娯楽業(芸妓業) | |
| 公務 | ・ 国家機関 ・ 都道府県機関 ・ 市町村機関 | |
| その他の産業 | | |

役 職 一 覧 表

| 分 類 | 役 職 名 |
|--|--|
| 代表権を有する社員 役員 出先の長 部長 課長 顧問 その他 | 代表取締役、会長、理事長等 取締役、監査役、理事、監事等 支店(社)長、営業所長等 事務局長等の相当職を含む。 相当職を含む。 参与等の相当職を含む。 課長代理等課の長に至らない従業員 |

| | | | |
|--------|--|-------|--|
| ※受理年月日 | | ※受理番号 | |
|--------|--|-------|--|

責任者変更届出書

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第1項に規定する責任者の選任届出をしていましたが、下記のとおり、責任者の変更がありましたので届出をします。

平成 年 月 日

長崎県公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称
株式会社 ○×銀行 万才支店 ㊦

記

| | |
|------------|---|
| 変更（選任）年月日 | 平成 27年 1月 1日 |
| 変更の理由 | 転勤のため・退職のため など |
| 前任者氏名 | ○ × △ □ |
| 届出者 | 事務所の所在地 〒850-0033 長崎市万才町4番8号 県警ビル1F |
| | 業種 銀行 |
| | 事務所の名称等 株式会社 ○×銀行 万才支店 |
| 責任者 | フリガナ キ ャ タ ロウ |
| | 氏名 金 融 太 郎 |
| | 役職 支店長 |
| | 生年月日 ㊦・平 25年 10月 10日 |
| 選任時講習受講の有無 | ㊦ ・ 無 （平成24年11月11日 受講） |

備考 ※印欄には記載しないこと。

業 種 一 覧 表

| 大 分 類 | 中 分 類 | 小 分 類 |
|--------------------|--|---|
| 農業、林業、漁業 | ・農業 ・林業 ・漁業 | |
| 鉱業、製造業 | ・鉱業 ・製造業 | |
| 建設業、不動産業 | ・建設業 ・不動産業 | |
| 電気・ガス・熱供給 | ・電気業 ・ガス業 ・熱供給業 | |
| 水道業、通信・運輸業 | ・水道業 ・通信業 ・運輸業 | 電信・電話 |
| 卸売・小売業 | ・卸売業 ・小売業 | |
| 飲食店業 | ・一般飲食店 ・料飲関係風俗営業 | 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール |
| 金融・保険業 | ・酒類提供飲食店（風営法第33条に規定するもの） ・銀行・信託業 ・その他の金融業・金融附帯業・投資業 | 農林水産金融業、中小企業・庶民・住宅等特定目的金融業、補助的金融業、金融附帯業、投資業 |
| サービス業 (娯楽業を除く。) | ・証券業・商品取引業 ・保険業・保険媒介代理業 ・保険サービス業 ・物品賃貸業(リース業) ・旅館、ホテルその他の宿泊所(ラブホテル業を除く) ・ラブホテル業(風営法第2条第6項第4号に規定するもの) ・洗濯業 ・理容・美容業 ・浴場業(個室付浴場業を除く。) ・個室付浴場業（風営法第2条第6項第1号に規定するもの） ・風俗関連営業(風営法第2条第6項に規定するもの(個室付浴場業、ラブホテル業、ストリップ劇場を除く。))及びデートクラブ、テレフォンクラブ等性風俗に関する営業 ・医療業、保険衛生業 ・廃棄物処理業 ・その他のサービス業 | 家事サービス業、放送業、駐車場業、自動車整備業、その他の修理業、協同組合情報サービス・調査・広告業、その他の事業サービス業、宗教・教育・社会保険・社会福祉・学術研究機関、政治・経済・文化団体、その他のサービス業、商工会 |
| 娯楽業 | ・映画業、劇場、興業場、興業団(ストリップ劇場を除く。) ・ストリップ劇場(風営法第2条第6項第3号に規定するもの) ・競輪・競馬等の競技団 ・体育館、ゴルフ場、ボーリング場、テニスコート、公園、遊園地 ・麻雀クラブ ・パチンコホール ・その他の遊技場(ダンスホール等) ・その他の娯楽業(芸妓業) | |
| 公務 | ・国家機関 ・都道府県機関 ・市町村機関 | |
| その他の産業 | | |

役 職 一 覧 表

| 分 類 | 役 職 名 |
|--|--|
| 代表権を有する社員 役員 出先の長 部長 課長 顧問 その他 | 代表取締役、会長、理事長等 取締役、監査役、理事、監事等 支店(社)長、営業所長等 事務局長等の相当職を含む。 相当職を含む。 参与等の相当職を含む。 課長代理等課の長に至らない従業員 |

※受理年月日

※受理番号

事 業 廃 止 届 出 書

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第1項に規定する責任者の選任届出をしていたが、下記のとおり届出に係る事業を廃止したので届出をします。

平成 年 月 日

長崎県公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称
株式会社 ○×銀行 万才支店 ㊞

記

| | | |
|-------------|----------------------|--|
| 事業の廃止年月日 | | 平 成 27年 11月 11日 |
| 届 出 者 | 事業所の所在地 | 〒850-0033 長崎市万才町4番8号 県警ビル1F |
| | 業 種 | 銀行 |
| | 氏 名 又 は 名 称 | 株式会社 ○×銀行 万才支店 |
| 責 任 者 | 氏 名 | 金 融 太 郎 |
| | 生 年 月 日 | (昭)・平 25年 10月 10日 |

備考 ※印欄には記載しないこと

業 種 一 覧 表

| 大 分 類 | 中 分 類 | 小 分 類 |
|--------------------|--|---|
| 農業、林業、漁業 | ・農業 ・林業 ・漁業 | |
| 鉱業、製造業 | ・鉱業 ・製造業 | |
| 建設業、不動産業 | ・建設業 ・不動産業 | |
| 電気・ガス・熱供給 | ・電気業 ・ガス業 ・熱供給業 | |
| 水道業、通信・運輸業 | ・水道業 ・通信業 ・運輸業 | 電信・電話 |
| 卸売・小売業 | ・卸売業 ・小売業 | |
| 飲食店業 | ・一般飲食店 ・料飲関係風俗営業 | 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ピヤホール |
| 金融・保険業 | ・酒類提供飲食店（風営法第33条に規定するもの） ・銀行・信託業 ・その他の金融業・金融附帯業・投資業 | 農林水産金融業、中小企業・庶民・住宅等特定目的金融業、補助的金融業、金融附帯業、投資業 |
| サービス業 (娯楽業を除く。) | ・証券業・商品取引業 ・保険業・保険媒介代理業 ・保険サービス業 ・物品賃貸業(リース業) ・旅館、ホテルその他の宿泊所(ラブホテル業を除く) ・ラブホテル業(風営法第2条第6項第4号に規定するもの) ・洗濯業 ・理容・美容業 ・浴場業(個室付浴場業を除く。) ・個室付浴場業（風営法第2条第6項第1号に規定するもの） ・風俗関連営業(風営法第2条第6項に規定するもの(個室付浴場業、ラブホテル業、ストリップ劇場を除く。))及びデートクラブ、テレフォンクラブ等性風俗に関する営業 ・医療業、保険衛生業 ・廃棄物処理業 ・その他のサービス業 | 家事サービス業、放送業、駐車場業、自動車整備業、その他の修理業、協同組合情報サービス・調査・広告業、その他の事業サービス業、宗教・教育・社会保険・社会福祉・学術研究機関、政治・経済・文化団体、その他のサービス業、商工会 |
| 娯楽業 | ・映画業、劇場、興業場、興業団(ストリップ劇場を除く。) ・ストリップ劇場(風営法第2条第6項第3号に規定するもの) ・競輪・競馬等の競技団 ・体育館、ゴルフ場、ボーリング場、テニスコート、公園、遊園地 ・麻雀クラブ ・パチンコホール ・その他の遊技場(ダンスホール等) ・その他の娯楽業(芸妓業) | |
| 公務 | ・国家機関 ・都道府県機関 ・市町村機関 | |
| その他の産業 | | |

役 職 一 覧 表

| 分 類 | 役 職 名 |
|--|--|
| 代表権を有する社員 役員 出先の長 部長 課長 顧問 その他 | 代表取締役、会長、理事長等 取締役、監査役、理事、監事等 支店(社)長、営業所長等 事務局長等の相当職を含む。 相当職を含む。 参与等の相当職を含む。 課長代理等課の長に至らない従業員 |